

第 15 回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（三宅委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第 14 号議案から第 17 号議案及び報告第 13 号は市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、都合により、報告第 13 号、第 14 号議案、第 17 号議案、第 15 号議案、第 16 号議案の順で審議させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第 2、報告第 13 号「令和 6 年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員） 職員用パソコン更新経費の減額が1,400万円マイナスで、結構、大きく値段が変わったと思うのですが、大きな要因はどのような要因でしょうか。

打出教育文化センター所長） 昨年度の予算を編成するときに、当然、参考見積を取ります、予算を編成していく過程を踏んでおるのですが、結果的に文面どおりになるのですが、落札する際に、単純に言うと1台当たりのパソコンの値段が安く落札できたところになります。

極楽地委員） キットティングとか、そういった設定関係ももちろん問題なく、PCの値段が単純にマイナスになったということによろしいのでしょうか。

打出教育文化センター所長） そうです。

極楽地委員） それがちょっと不安でしたので。

打出教育文化センター所長） そのとおりでして、そういうところを削ったことではありません。当初の予定どおり進んでおります。

極楽地委員） 安心しました、ありがとうございます。

空調設備、小学校の件です。これは体育館関係なく、小学校内の空調設備の工事費でよろしかったでしょうか。

施設担当課長） ここに書いております精道小学校、浜風小学校は、体育館ではなくて、いわゆる校舎で、既に設置されている空調機器の老朽化に伴って、入替えを行ったという工事になります。体育館の空調については令和7年度を予定しております。

極楽地委員） 今年度から現況など、体育館の状況を見られているということで、そちらが普通の一般の予算で、今後、計上されていく認識でよろしいでしょうか。

施設担当課長） 今、まだ手続き中ではあるのですが、先般、昨年 of 年末頃だ

ったと思いますが、国の補正予算が成立されましたので、また、改めて前倒しで事業を実施できる事業はありませんかということで、県から問合せ等が来ております。それについては、またエントリーをさせていただいて、しっかりと補助金確保しながらやっていきたいと今考えておりまして、財政課と調整をしているところでございます。

極楽地委員) 体育館も予定どおりで、ありがとうございます。

森川委員) 物価高騰対策の関係ですが、前回、県の補正予算に基づく補正予算だったと思いますが、今回、国の補正予算の編成に基づいてだったのですが、物価高騰がかなりすごいので、国と県の補正、補助だけでは足りないような気もするのですが、市独自の補正予算でと、そういった御検討などはされたりしているのでしょうか。

青少年育成課長) 放課後児童クラブにつきましては、前回の県の補正予算に続き、今回は国の補助金を使った形で物価高騰の対策を行う形になっております。

放課後児童クラブで言いますと、今回、こういう形で物価高騰の対策を行っておりますが、市として独自にこれにかぶせてというか乗せては、今のところは考えていない形になっております。

もともとは民間の学童の事業者に、毎年、補助金という形で、市で運営費を補助しておりますが、そういったものもうまく使いながら、事業を続けていただく形になるかと考えております。

森川委員) 分かりました。

極楽地委員) その他の基金への積立てで、教育委員会にも積立てをされるということですが、もう一度、基金についての使用の目的等々、お伺いしてもよろしいでしょうか。

管理課長) 例えば、「うちぶん」のネーミングライツは、事前に「うちぶん」の教員の資質向上であったり、そういうものを中心に使用してほしいという意向もいただいておりますので、そういったものにも使わせていただくということでございます。

一旦、行政としましては、頂いた寄附金については基金に積み上げる必要がございますので、手続上は一旦積み上げて、そこから、こういった事業に活用していくかは財政課と協議していく必要もございますし、大学入学の試験の分についても、そういった基金から使わせていただいているということでございます。

できるだけ、御寄附いただいた方の御意思が明確にある場合については、この部分について中心に使っていきたいと考えているところでございます。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第13号「令和6年度教育委員会関係補正予算について」の報告を受けたものといたします。

教育長) 次に、日程第1、第14号議案「芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) この野球場の年間使用回数、それから、どういうことで使用されているのか。例えば、公的な大会みたいなものはないのでしょうか。

スポーツ推進課長) 使用回数は把握できておらないですが、令和 5 年から令和 6 年 3 月 3 1 日までで、9 2 2 回の件数を上げております。

公的な大会と言いますと、市などがやる。

河 盛 委 員) 何とか連盟等、例えば県の大会など。

スポーツ推進課長) 明確には把握しておらないですが、少年野球など、そういった野球連盟に加入しているようなものが大会を開いていることは聞いております。

河 盛 委 員) 例えば草野球だったら、別に地面にスコアボードを書けばいいと思うのですが、公的な大会等だと、やっぱりスコアボードがないとどうなのか、そういう要望などはないですか。

スポーツ推進課長) 改修にかかる費用が、図面等がございませんので、修復は不可能になってきます。そうなってきた場合に、新たに施設を導入することになるのですが、見積りは、我々自身は取っていないですが、近隣ではないですが、姫路市が今現在、中央公園野球場のスコアボードと同じようなストライク・ボール・アウト、点数、それだけの設備を導入されて、見積りをお伺いしたら、3, 1 0 0 万円とお伺いしております。

野球場の、そもそもの利用率もかなり低い。なおかつ、スコアボードを使っている率も、さらにまた低いものに対しまして、市民の方でも、使われない方は一生使われないような施設になると思いますので、その中で3, 1 0 0 万円のコストをかけて

復旧するのがいいかどうか内部で議論をいたしまして、結果的に、それはやめておきましょうとなりました。それで、このような形で提案させていただいております。

河 盛 委 員) 今回、公園内のスポーツ施設の、さらに設備についての演題ですが、これは教育委員会のそもそも問題になるのでしょうか。市長部局のような気がするのですが、そういうわけではないですか。

スポーツ推進課長) おっしゃるように、今は移管されていますので、市長部局の、本来、そういうことになると思うのですが。御報告をさせていただいて、御意見を頂戴する場でございますので、御了解いただければと思います。よろしくお願いします。

管 理 課 長) 社会教育機関に移管の際に、重要な変更がある場合については、教育委員会の意見を聞くということでございますので、今回、御提出させていただいたということでございます。

極 楽 地 委 員) たしか中央公園で、照明か何かの設備の修復ができない、結構高額で、部品がないということで、去年、おとしだったと思いますが、今、その状況がどうか、今回の件とは別ですが、お伺いしてもよろしいでしょうか。

スポーツ推進課長) 御心配おかけしておりました。この１２月に完全復旧が終了いたしましたので、今、問題なく利用できているとユーザーからも聞いております。

極 楽 地 委 員) では、この球場と同じ照明で、この下にあるスコアボードがなくなるということで、認識いたしました。

スコアボードの撤去の費用は分からないですか。

スポーツ推進課長) 撤去をかけるにも数千万円要ると聞いておりますので、一

応置かせていただいたままにします。

話は全然変わるのですが、以前、愛知県でプールを老朽化でやめるとなったときに、地元の社長さんというか、その方が寄附をして、直したという実例もあります。それを期待するわけではないですが、そういうときのために置いておいてもいいのではと。

極楽地委員） 承知いたしました。心配なのは、いろいろな市民の方のお声で、状況を知らない方から動いていないという問合せがあったり、ご対応も大変だろうなと思いますので、できるだけ周知はしていただいて、情報を広げていくほうが、職員の皆さんの負担にもならないと思うので、よろしくお願いします。

スポーツ推進課長） どのような方法が一番いいか、広報でお伝えするものであるのか、あるいはホームページでお伝えするのか、あるいは指定管理者のホームページでお伝えいただくのか、方法はいろいろあると思いますので、もうちょっと検討して、対応したいと思っています。

極楽地委員） ありがとうございます。

森川委員） 先ほどの河盛委員から御質問あった件に絡むのですが、この件は、教育委員会の御意見をお聞きになられるような場と先ほどお聞きはしたのですが、そうすると議案の1枚目に、教育長が条例を定めるというものは、ちょっとどうなのだろうなと思ひまして。2枚目には、市長が条例を定めるとありますけど、1枚目は、果たしてこれでいいのかなと、ちょっと疑問に思ひました。その辺り、いかがでしょうか。

スポーツ推進課長） 今、御指摘いただくまで、そういう認識ございませんでし

た。以降、もう１度、精査いたしまして、きちっとした形で御報告したいと思います。失礼いたしました。御意見ありがとうございます。

森 川 委 員) 続けて別の話ですが、経年劣化により使用できなくなったということですが、このスコアボードはいつ頃設置されたものでしょうか。

スポーツ推進課長) 野球場のオープンが昭和５５年頃と聞いておるのですが、古い職員やＯＢにも聞いたのですが、もう把握してる方がいらっしゃるなかったので、今現在、いつ設置されたのか、野球場開設の当時に設置されたのか、その辺りも不明でございます。

森 川 委 員) 先ほど、撤去するにも多額のお金がかかるということで、置いておくということですが、置いておいた場合、経年劣化に伴って倒れてきたり、壊れてその物が落ちたり、その辺の安全性がちょっと心配ですが、その辺りはいかがでしょうか。

スポーツ推進課長) その辺は大丈夫だとは思っているのですが、指定管理者で、メンテナンスを請け負っている日本管財という会社がございます。市全体で包括委託していますので、そちらにも今、頂いた御意見を伝えまして、きちっと整備というか、点検してほしいとお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

森 川 委 員) もう１つ。使用できなくなったということですが、これはいつ頃から使用できなくなったのでしょうか。

スポーツ推進課長) 聞いておるのは昨年ぐらいからですが、今まではだましまし使っていたのですが、いよいよ今年度の４月、現地を見に行ったら、６回ぐらいまでしかつかなくなっておりましたので、これで利用いただいて、料金も発生しておりますので、さすが

にそれはちょっとないなということで、今回の決断に至りました。

森 川 委 員) 再整備しないということですが、関係者の方の御意見などはお聞きになったのでしょうか。

スポーツ推進課長) 指定管理者さんにつきましては、そうしていただいて構わないという御意見は頂いております。

森 川 委 員) 分かりました。

極 楽 地 委 員) 見積りですが、今回は姫路市さんを参考にとということですが、芦屋の今の事実として、見積りを取るのはいっぱい難しいですか。新しく設置する場合は幾らとか、撤去する場合は幾らとか、芦屋の状況についての大体の根拠を持っておいた方がいいのではないかと思ったのですが、そこまでしなくても大丈夫でしょうか。

スポーツ推進課長) 別に確認を取らないという意味ではなくて、品物ですので、設置する場所によって物価が変わることではないとは思いますが、このような形にさせていただいております。ただ、取ることは全然やぶさかではございませんので、教育委員会で御報告ができるかどうかは分かりませんが、そのような形で。

ただ、撤去については、今、業者に言っております。新規にする場合も、一応念のため、御意見をいただきましたので、そういう形にはしたいと思います。

極 楽 地 委 員) お願いします。

声が届いてない方々は、費用を、実際の金額を知ることによって納得いただけるかと思うので、お手間でなければ、見積り

を取っていただくほうがいいかなとは思いました。よろしくお
願いします。

スポーツ推進課長) ありがとうございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、第17号議案「芦屋市こども・若者未来会議条例
の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 今までは子ども・子育て支援事業、名称の話ですが、協議
会や子育て会議だったのが、こども・若者未来会議になったの
ですが、ただ、こういう名称だと、参加者に若者がいないとち
よっとおかしいような印象がありますけど、そんなことはない
ですか。

青少年愛護センター所長) 名称について、なかなか難しいところではあるのですが、
いろいろな委員の方としゃべっているときに、実際、高校生で
あったり、大学生であったり、子育て世代のお母さんであつた
り、そういう方を入れてみたいという意見もございます。今後、

そういった人選についても考えたいということにはなってくるかと思うのですが、現状、今までのを踏襲して、2つ合わせたような形になって、名前もなかなか思案をしたのですが、取りあえず、これで行きましょうという形にはなってしまいました。

河 盛 委 員) ただ、10番に「市長が適当と認める者」とあるので、入れようと思ったら入れられないことはないかと思えますけど。人数も比較的多いことですし、若者代表を、市長が適当と認める者と、かなり幅広いので、そういうことを考えたほうがいいのではないかな。

青少年愛護センター所長) おっしゃるとおり、人選については、本当にしっかりと考える必要があるかなと思います。現在、それぞれ学識経験者2人ずつで、4人となると多過ぎるかなという意見もございますが、ただ、それぞれとても大事な知識を持った方であるので、そういった役職であったり、それぞれ参加していただける方の人選については、これからもっとじっくりと話をして、進めていくべきかと考えております。

教 育 長) この中で、今、河盛委員がおっしゃったことや、(ク)の市民がそこに当てはまるような気もするのですが。

今回、夏には私、ワークショップなどに参加させていただいたのですが、まさに中高生、大学生が参加いただいたので、広く見れば、ワークショップで、委員ではないですが、意見を聞きながら委員さんたちが進めることは、きちっと担保したいところではあるかと思います。この会議の名称からいきますと。

極 楽 地 委 員) 子ども・子育て会議、5年ほど前に参加させていただいて、そのときもすごく人数が多い会議で、意見がなかなかしづらい

会議だったんです。今回、更に人数が増えて25名程度になるということで、会議としては人数が一番多いぐらいの規模になると思うので、皆さん、意見がしやすいように進めていただければと思います。変えるのであれば、形骸化した会議ではなく、教育長が言われるように、ワークショップのように、みんながお互いに協議できるような新しい会議を模索いただくと良いのかなと。

旧の委員会の会議の運営状況のままで、25名になると誰も発言がしづらいという見通しがつくので。その辺り、考えていただけたらよりいい会議になるのではないかと感じましたので、よろしく願いいたします。

青少年愛護センター所長) おっしゃるとおりで、青少年問題協議会をやっている者としては、その辺、大変危惧しておりました。

青少年問題協議会自体はそんなに人数もいませんので、それぞれの委員の方の意見を十分に聞くことができ、皆さん、御発言されることも多く、この間、会長、副会長ともしゃべったのですが、大分、若者についての議論が深まって、いい形になってきたのに、合併となると心配がたくさんあると言っていたきました。

特に、若者分野は軽視されがちと言いますか、後回しにされたり、その1時間、2時間の会議で、どれだけ最低話ができるかという心配がございます。

そこで部会を開いて、青少年に関する、若者に関する問題について議論ができればなと考えております。

極楽地委員) 本当に私もそう思います。逆に、子ども・子育て会議のあ

の雰囲気であれば、委員会は通常の1時間でいいと思うのですが、部会をしっかりとしていただくことと、回数や部会の時間をある程度考えておかないと、委員になられる方も、スケジュールなども難しいと思うので、お声掛けされるときには、大体、月に何回、学期ごとに1回とか、何回をしっかりと委員会と部会の回数を御提示いただいたほうがいいのかと思います。部会のほうが主になってくるのかなと私は感じましたので、よろしくお願いいたします。

三宅委員) こども・若者未来会議に1つになるということで、私も見たら、今回、18人いらっしゃる感じで、青少年が12人か何かメンバーになっているみたいで。重なっている部分もあったと思うので、これを1つにまとめることはすごくいいな。名前も、結構未来を向いているので、想像して、どんな未来にしていくな、皆さんで前を向いて話し合いできることもいいのかなと思いました。

その中で感じたことが、私たち教育委員会も、今、まちぐるみで、Education Dayで芦屋の育てたい子ども像がどういうもので、それに向かってどう教育委員会としてもやっているかをイベントとして行っていて、例えばそこに、この委員の方にも見てもらうような、こういうことをやりますよという報告が行っているのかどうか、その辺、お聞きしたいと思いました。

青少年愛護センター所長) 今回の「こども・若者輝く未来プランあしや」において、例えば、夏にさせてもらった若者ワークショップであるとか、そういった報告はしておるのですが、Education Dayでも軽くは触れたりという可能性はありますが、そんなにじっくりとは

報告はしておりませんので、今、委員に御指摘いただいたとおり、そういったこともちゃんと周知したり、アナウンスすることは大事だなと考えておりますので、していきたいと思います。

三宅委員）　もしかしたら行きたいと思っていたけど、私なども行きたいと思っていたけど、自分で情報を取れていなかったら、後からこんなものがあったのか、行ってみたかったと。もし市民の方で、積極的に参加したいと思って、委員になられた方はそういう情報ももっと欲しくて、ありますよと聞いたら自ら行く方もいらっしゃると思うので。終わった報告より、こういうものもありますよと、参加は自主的な希望で、どうぞみたいなこともあっていいのかな。

それが、まちぐるみで今、芦屋が取り組もうとしていること、ここは全く子ども・若者に関する意見交換をしていただくところなので、いろんな部分が共有できているといいのかなと思ったので、そういうイベントなども、お互い、こういうものがありますという情報が、もしいただけるとうれしいかなと思いました。

極楽地委員）　三宅委員がおっしゃることはそうだなと思っていて。子ども・子育て会議では、子育て未来応援プラン「あしや」をつくるために集まっているような会議で、情報の提供だったり、地域の意見交換は、ほとんどの会議ではなされないような会議だったなと思っておりまして。三宅委員が言われるように、教育委員会なり、市長部局なりの取組をみんなに知っていただくような会になればいいなと思っていますので、その辺りも考えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

森 川 委 員) 議案の提案理由にある「第 3 期 こども・若者輝く未来プランあしや」がどういうものかと思って、ホームページで見させていただいたのですが。それによると、そのプランは提案理由に書いてある「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」と「芦屋市子ども・若者計画」を一体化して、芦屋市「こども計画」として位置づけるという記載があったのですが、芦屋市こども計画は、こども基本法の 10 条に書いてあるこども基本法に基づく計画になるのか、その辺りが分からなくて、教えていただけたらなと思ひまして。

青少年愛護センター所長) 基本的には、こども大綱に沿ってつくられたものではありません。ただ、こども大綱には載っているが、芦屋市ではその事業がないものの中にはありますので、全部網羅できているわけではないですが、こども大綱に沿ってゼロ歳、生まれる前から青少年、若者は 39 歳ぐらいまでのところは、一応焦点を当ててという形にはなっております。

森 川 委 員) 厳密には、こども基本法に基づくこども計画という位置づけではないということでしょうか。

青少年愛護センター所長) こども基本法のことももちろん入っているとは思いますが、大きなところで、こども大綱で打ち出しているというか。こども大綱の中にも、恐らくこども基本法のことも、中身が含まれていたりするかと思いますので、そういったところも関係はしてくるかなと思います。

森 川 委 員) それに関連して、新しくつくろうとされている芦屋市こども・若者未来会議自体が、こども基本法で書かれている協議会に当たるのか当たらないのか、この条例を見ると、こども基本

法に係る事務のことは書かれていないので、こども基本法に書かれている協議会に当たらないのかと思っているのですが、その辺の御検討なりはどういうふうにされていたのかと思ひまして、教えていただけたらと思います。

青少年愛護センター所長) 子どもの権利であったり、そういったところも鑑みながら、その市の政策であったり、そういったことを議論する場かと考えております。

こども基本法が全面的というよりも、そういったところも含みながら、市の政策であったり、今までのことを、事業を見直していったり、あとアンケートを取りながら、子どもや若者のニーズであったり、そういったものを取り上げて会議をしていく場かなと考えております。

森 川 委 員) 何回もしつこく言って申し訳ないですが、こども家庭庁が「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を出しているのを見たのですが、こども計画はこども基本法に基づくこども計画であって、今回の第3期プランの芦屋はこども計画として位置づけられるけど、こども基本法に基づくこども計画ではないとなると、その辺が分かりにくいのかなと思ったりしたもので。また、こども計画は別途つくられようとしているのか、その辺り、御検討されているのかどうか。もし分かるようであれば。

青少年愛護センター所長) そこまで掘り下げては、私、認識はしておりませんので。今後、会議であったり、事務局での検討事項かなと考えています。

森 川 委 員) 分かりました。

極楽地委員) かぶっているところはスクラップ・アンド・ビルドで統合されることは、今後、市の方針かと思うのですが、森川委員のお話を聞いていて、大切な法律であったりは、しっかりとベースにはしていただきたいと改めて思いました。

ひとつ、私が、認識が分からなくなってしまいました。芦屋市青少年問題協議会は青少年愛護センターでずっとされてこられて、子ども・子育て会議については、市長部局のこども福祉部の委員会だと思うのですが、それが統合されることで、今後、新しいこの会議は、青少年愛護センターと市長部局のこども福祉部が一体となって、一緒に進めていくという認識で合ってますでしょうか。

青少年愛護センター所長) 現状の組織改正等がなければ、このままかなとは思いますが。

極楽地委員) 連携しながらやっていく会議で、今の場合のように所管をまたぐと連携がすごく大変だろうなと思います。プラス、芦屋市総合計画だったり、またほかの計画など、いろいろなところが関わってくると思うので。統合した分、またそれぞれにどう関係や影響するか、やはり教育委員会と市長部局でしっかりと精査をしていかないと、逆に分かりづらくなる感じがしましたので、そこはお願いしたいと思います。この件に限らず、お願いいたします。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 続いて、第15号議案「芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員 ） 芦屋の職員の方の適用で、幼稚園教諭と調理師や栄養士さんなども芦屋の職員さんということで。中学校や小学校については県費なので、対象ではないということですね。県も今回適用かどうかはお分かりでしょうか。

教 職 員 課 長 ） 県は県の条例による適用になるのですが、こちらの制度については全国的に雇用保険の制度が変わっているものになりますので、同様の改正はされると思います。

極 楽 地 委 員 ） 芦屋の職員さんとしては、幼稚園の教諭プラス、今言った栄養士さん、調理師さん、ほかに学校関係の職員さんはどなたが対象かお伺いできますか。

教 職 員 課 長 ） 学校関係で配置している、市で配置する職員で言うと、実際に校務職の方、あと一部の学校では栄養士を配置していますので栄養職、調理職といった職種が正規職員としては配置している職種になります。

極 楽 地 委 員 ） ありがとうございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 15 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、第 16 号議案「芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例等を廃止する条例の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員) その対象者がいなくなったということは、年金なりを受け取っておられた御遺族の方が亡くなったりでいなくなった、そういうことでしょうか。

教 職 員 課 長) 実際、遺族等、受給者に支給していた実績が、平成 22 年度が最終年度で、そのときにお亡くなりになられて、それ以降は支給していない状況になっておりました。相当の期間がたっていることで、今後も発生する可能性は極めて少ないという判断の中で廃止となりました。

森 川 委 員) 分かりました。

教 育 長) 通算ですが、今おっしゃっていた 22 年に最終であったところの今回の対象の分と、今来ている、参事もそうですが、県

費で来ている人は、一旦、県を退職して、また県に戻ることがありますけど。その際に、県での通算にはなっていると思います、こっちに来て。ですから、それとは全く、ここで言う通算は別ですね。

教職員課長）　　そうです。ここで言う通算は３７年以前の。その制度の中での通算と。

教育長）　　ということですね。

教職員課長）　　現行の規定の中では、別途、その制度がありますので。

教育長）　　ということですね、分かりました。

極楽地委員）　　細かいところすみません。平成２２年が最終の支払いで、こちらの芦屋で管理している対象者の方の一覧があって、今後とも極めて出てこられる可能性が少ないということだったと思いますが、そういった対象者の一覧があるのでしょうか。

教職員課長）　　実際、対象者のリストにはなっていませんが、昭和３７年、今回、この制度の切り替わりのタイミングが３７年で、今年はそこから６３年が経過している状況で、当時６０歳だった方は１２３歳になりますので、今後、新たにお亡くなりになるケースはないと。

極楽地委員）　　承知しました。ありがとうございます。

教育長）　　他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 16 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ） 閉会宣言